

長浜市告示第217号

長浜市国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱要綱（平成20年長浜市告示第151号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第3条第2号中「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同条第3号ただし書中「第29条の7第2項第9号ロ」を「第29条の7第2項第8号イ」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。